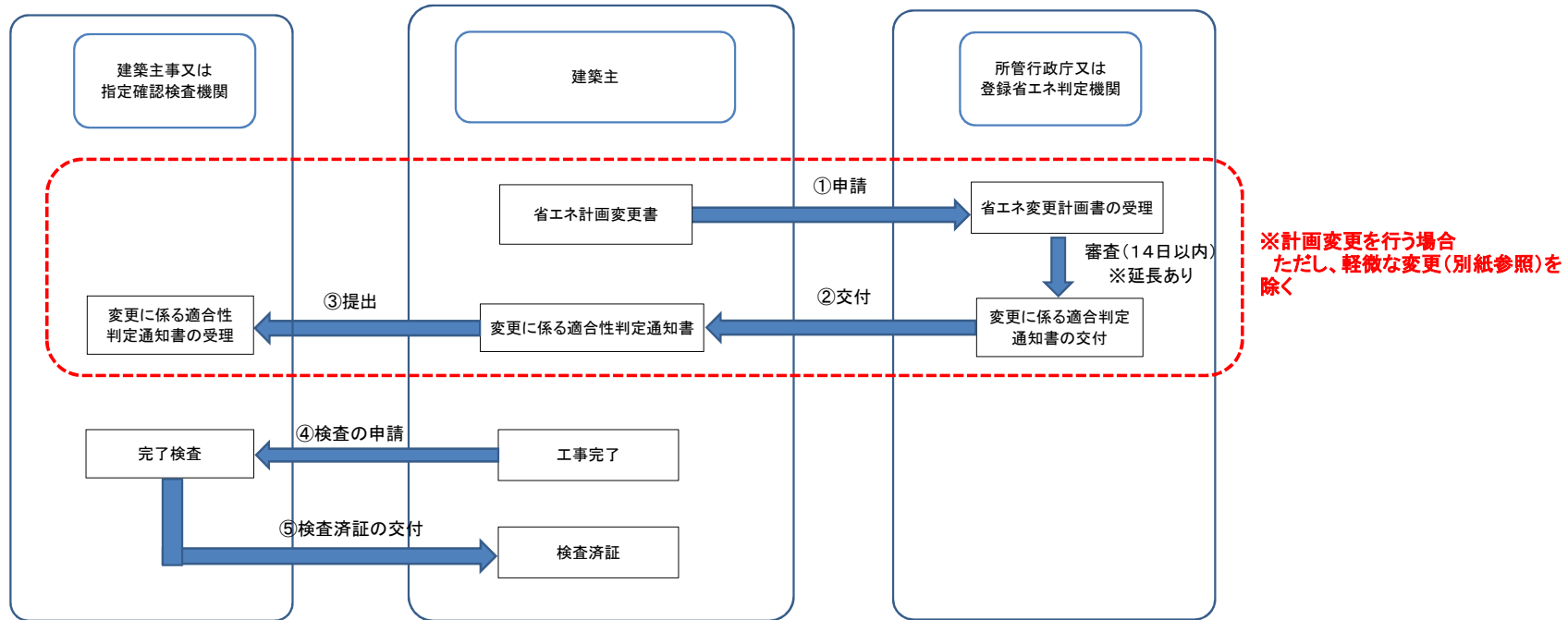


着工から検査までの基本的な手続きの流れ



①変更に係る省エネ計画判定申請(建築主→所管行政庁等)

建築主が、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して行う変更にかかる適合性判定の申請
ただし、建築主は計画変更を予定している部分の工事に着手する前に申請すること

②変更に係る適合判定通知書の交付(所管行政庁等→建築主)

所管行政庁等が、変更に係る部分が省エネ基準に適合しているかを確認し、適合していると判定した場合、提出から14日以内に建築主に対して行う適合判定通知書の交付
ただし、14日以内に通知書を交付できない合理的な理由がある場合は「延長する旨とその理由を記載した通知書」の交付が行われ、期間が28日の範囲内において延長する

③変更に係る適合判定通知書等の提出(建築主→建築主事等)

建築主が、建築確認を申請した建築主事等に対して行う適合判定通知書等の提出

④完了検査の申請(建築主→建築主事等)

建築主が、確認申請を行った建築物の工事が完了した際に、建築主事等に対して行う完了検査の申請
検査では建築基準法への適合確認と併せて、省エネ基準への適合も確認する

⑤検査済証の交付(建築主事等→建築主)

建築主事等が、検査(省エネ基準も含む)が終了したのち、不備等がなければ建築主に対して行う検査済証の交付